住民税　所得税

税の申告はお早めに

申告期間は2月16日～3月15日

住民税と所得税の申告受付が始まります。期間は二月十六日から三月十五日までで、申告の際、事前に申告書に記入してお出でください。記入していないと、申告相談に時間が長くかかることになりますのでご協力ください。

住民税

必要事項を記入して税務課へ

住民税（市民税・県民税）の申告用紙を、今月上旬に皆さんのお手元に郵送します。同封されている「平成十一年度市・県民税申告のしかた」をよくご覧のうえ、あなたの所得金額など必要事項を記入して、三月十五日（月）までに市役所税務課へ提出してください。ただし、農業所得のある人で農業所得標準を使って申告する場合は、三月一日（月）以降にお願いします。

申告用紙が必要だけれど用紙が届かない人は、税務課窓口に用紙がありますので、お申し出ください。申告書の作成は申告者本人が計算し、記入することになっています。申告書の書き方など分からない点がありましたら、お気軽にご相談ください。

住民税の申告は大切な手続き

住民税の申告は、ただ税金面に関係するだけでなく、いろいろな手続きなどに広く必要になります。

例えば、国民健康保険料の軽減措置や無拠出年金の受給、保育料の算定、福祉健康課からの手当の受給などのほか、皆さんが会社の健康保険にご家族を加入させる場合に必要な所得証明書の交付なども、この申告をもとに行われます。所得額の多少にかかわらず、必ず住民税の申告をしましょう。

なお、所得税の確定申告をした人は、改めて住民税の申告は必要ありません。

住民税の申告に必要なもの

- 印鑑
- 給与所得などの源泉徴収票
- 農業者年金、生命保険料などの支払証明書
- 身体障害者手帳などの証明書
- 家や土地を貸している人で、家賃収入や地代、駐車場などの収入がある人は、固定資産税の課税明細書

■住民税申告についてのお問い合わせは
税務課市民税係へ
（☎24―2111内線217）

所得税

確定申告は税務署へ

税務署から確定申告用紙が送られてきた人は、同用紙で税務署に申告してください。郵送による申告もできます。

また、申告用紙が送られて来ないけれど、確定申告の必要がある人（次に掲載）は、税務署に申告用紙がありますので、資料をそろえて申告してください。

確定申告をしなければならない人は

●事業所得や不動産所得がある場合

平成十年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人

●サラリーマンの場合

①給与の年収が2000万円を超える人

②給与所得、退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人

③給与を2カ所以上から受けている人

税金が戻る場合もあります

住宅取得等特別控除や医療費控除、雑損控除の適用などにより、源泉徴収や予定納税で納めた税金が戻ることがあります。また、公的年金や給与の所得者の方の還付申告は、二月十六日（火）以前でもすることができます。

お買物、ご用命は市内で

寝具のサービス何でもOK!
ふとん仕立て直し。ふとん丸洗い。
古ふとん有料処分。お客様用貸布団。
詳しくはお電話でどうぞ…
フリーダイヤル ☎0120－2808－39
毎週 水曜日 定休
(株) ふとんの新保
新津市 本町2－10－27

ほしの医院
内科・アレルギー科・呼吸器科・小児科
さつき野駅
めぐみの湯向かい
北上新田胴作804-1
☎22－6522
●診療時間：月～金
AM9：00～12：30
PM3：00～6：00
土AM9：00～13：00
●休診日：日・祝日

医療費控除

●適用範囲　本人や本人と生計を一にする親族のために平成十年中に支払った医療費

●控除額　平成十年中に支払った医療費の金額から、次の①・②のいずれか少ない金額を差し引いた額（最高200万円まで）

①10万円

②合計所得金額の5％相当額

※次に掲げる給付金などがある場合は、「平成十年中に支払った医療費」から差し引かれます。

・健康保険組合などから受ける給付金や生命保険契約、損害保険契約に基づき支給を受ける入院給付金など

・出産費や高額療養費など明らかに健康保険などにより補てんされる金額（申告時に未収の場合は見積額）

雑損控除

●適用条件　地震や火災、風水害などの災害によって住宅や家財などに損害を受けたとき（生活に通常必要な資産に限られ、たな卸資産や事業用の固定資産、山林など、生活に通常必要でない資産は除かれます）

※控除額など、くわしいことは税務署へお問い合わせください。

建物の耐用年数を改正

平成十年分所得税の確定申告で、不動産所得、事業所得、山林所得または雑所得の金額の計算上、必要経費に算入される減価償却費の計算においては、建物の耐用年数が短縮（従来の耐用年数が十一年以下のものを除く）されましたので、平成九年以前から所有している建物についても平成十年分の減価償却費の計算から改正後の耐用年数が適用されます。

また、平成十年四月一日以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限る（定率法の選択はできない）こととされました。

くわしいことは、税務署へお問い合わせください。

納税は便利な口座振替で

納税や還付金の受取りは、口座振替が便利です。利用したい人は申告の際、お申し込みください。

消費税の申告は3月31日まで

個人事業者の消費税の確定申告は、三月三十一日（水）までです。期限間近は大変混雑しますので、早めに申告しましょう。

■確定申告についてのお問い合わせは
新津税務署へ
（☎22―2151）

表1　住宅取得等特別控除の適用条件

①住宅を購入した人、または増改築をした人で、それに際して資金を借り入れしている
②住宅を取得した本人が居住している
③床面積の2分の1以上が自己の居住用である
④床面積が50㎡以上240㎡以下（増改築の場合は、50㎡以上）
⑤①の借入金の償還期限が10年以上
⑥住宅を取得した本人の合計所得金額が3000万円以下
⑦居住年数およびその年の前後2年以内に居住用財産の譲渡所得の課税の特例の適用を受けていない

※入居した年により、適用条件が異なる場合がありますので、税務署にお問い合わせください。

表2　住宅取得等特別控除の添付書類

①公的年金や給与所得の源泉徴収票（原本）		
②住民票の写し		
③住宅取得に係る借入金の年末残高証明書		
④借入金などの年末残高の計算明細書（用紙は税務署に用意してあります）		
⑤家屋の登記簿の謄本・抄本や請負契約書、売買契約書などで次のことを明らかにする書類		
新築住宅	中古住宅	増改築などをした家
ⓐ家屋の新築または取得年月日 ⓑ床面積 ⓒ家屋の新築工事の請負代金または取得対価の額	ⓓ家屋の建築年月日 ⓔ家屋の取得年月日 ⓕ床面積 ⓖ家屋の取得対価の額	ⓗ床面積 ①増改築などをした年月日 ②増改築などに要した費用の額
	⑥債務の承継に関する契約に基づくものはその契約書の写し	⑦建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士の増改築等工事証明書

お買物、ご用命は市内で

不完全燃焼防止装置付ガス小型湯沸器
ほこりによる熱交換器の目づまり等があった時、炎の異常を検知し、自動的にガスを止めます。

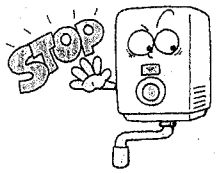

越後天然ガス(株)
新津市新町1―5―37
TEL　24―2171
FAX　24―2170